

告 示

埼玉県告示第八百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京インテリア家具入間店

埼玉県入間市宮寺字開発三千百八十六―二外五筆

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 出店に伴い渋滞対策を講じてください。
- (2) 出入口部分には交通誘導員を配置するとともに、必要な箇所にも配置をしてください。
- (3) 迷惑駐車がないように対策を講じてください。
- (4) 生活道路の進入についても対策を講じてください。
- (5) 年末年始、ゴールデンウィークなどの繁忙期については、交通誘導計画の提出をお願いします。

二 縦覧期間

令和三年七月二日から令和三年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター